

## 特殊車両通行許可に係る手数料

### (1) 概要

車両制限令で定める車両諸元の最高限度値を超える車両は、道路を通行させてはならないとされていますが、車両の構造又は積載貨物が特殊であることによりやむを得ないと認められる場合に限り、当該車両を通行させようとする者の申請に基づき、道路管理者が審査の上、必要な条件を付して許可することができるかとされています。

特殊車両の通行許可申請は、当該車両が通行する道路の管理者に対して行いますが、通行経路が複数の道路管理者にまたがる場合は、通行経路中の一つの道路管理者に申請を行えば、申請を受理した道路管理者が他の道路管理者と協議した上で、一括して許可手続を実施しています。

通行経路が一つの道路管理者である場合は、手数料は不要ですが、通行経路が複数の道路管理者にまたがる許可申請については手数料をお支払いいただきます。

手数料の額は、1経路(片道)1台につき200円が基本となっています。

### (2) 参考法令(抜粋)

#### (道路法)

第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき(国土交通省令で定める場合を除く。)は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第1項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者(当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては、国)に納めなければならない。

4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5 道路管理者は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7 第1項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### (車両制限令)

第15条 道路管理者を異にする二以上の道路についての法第47条の2第1項の許可に関する権限は、当該二以上の道路の全部又は一部が市町村道(指定市の市道及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)第34条第1項又は第3項の規定により国土交通大臣が新設若しくは改築又は維持を行なう道路を除く。以下この条において同じ。)以外の道路であるときは当該市町村道以外の道路の道路管理者(当該市町村道以外の道路の道路管理

者が二以上あるときは、最初に申請を受けた道路管理者)が、当該二以上の道路が市町村道のみであるときは国土交通省令で定める道路管理者が行なうものとする。

第16条 法第47条の2第2項の規定により国土交通大臣が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料の額は、当該受けようとする許可に係る一通行経路ごとに二百円とする。